

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人朴沢学園
②設置大学名称	仙台大学
③担当部署	企画部 IR 課
④問合せ先	0224-55-1335
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sendaidaigaku.jp/joho.html?post=3640
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 (掲載先 URL)「建学の精神」 https://www.sendaidaigaku.jp/about.html?name=kengaku
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を明示しています。 (掲載先 URL)「三つのポリシー」 https://www.sendaidaigaku.jp/gakubu.html?name=atgb (掲載先 URL)「仙台大学 アセスメント・ポリシー(学修成果の評価方針)」 https://www.sendaidaigaku.jp/joho.html?post=3740
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「仙台大学教学組織に関する規程」及び「仙台大学教授会運営規程」に基づき、適正に運用を行うことで、教学組織の権限と役割を明確にしています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）を通じて、大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るうえで、適切に役割を分担し、協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 また、教学組織の長は、年度初めに年間業務計画及び目標案を作成した後、所管する事務部長とともに学長と面談し、その結果を反映させて最終的な計画を策定しています。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上を目的とした研修を実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	策定の主体や計画期間を明確にし、並びにステークホルダーからの意見聴取を行ったうえで、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体的な方策を盛り込んだ中期経営計画を策定しています。 （掲載先 URL）「中期経営計画」 https://hozawa.ac.jp/information-disclosure.html?post=398
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	計画の実現に向けて進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握しています。その結果は、学内外に公表するとともに、必要に応じて計画の見直し・修正を行うことにしています。 （掲載先 URL）「中期経営計画 進捗報告」 https://hozawa.ac.jp/information-disclosure.html?post=398

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成に加え、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を積極的に提供しています。 (掲載先 URL)「建学の精神」 https://www.sendaidaigaku.jp/about.html?name=kengaku (掲載先 URL)「地域連携」 https://www.sendaidaigaku.jp/koryu.html?name=chiiki
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や、産官学連携による地域課題の解決に向けた取り組みなどを通じて、「知の拠点」としての大学の役割を果たすべく努めています。 (掲載先 URL)「地域連携」 https://www.sendaidaigaku.jp/koryu.html?name=chiiki (掲載先 URL)「仙台大学 × SDGs」 https://www.sendaidaigaku.jp/sdgs.html

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生や教職員等を受け入れるための学内環境及び体制の整備・充実に努めています。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、職員をはじめ役員や評議員等への女性登用に努めています。 (掲載先 URL)「規程・ガイドライン 女性活躍推進法に基づく行動計画、学校法人朴沢学園における女性の活躍に関する状況」 https://hozawa.ac.jp/information-disclosure.html?name=guidelines

原則３－１ 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	令和７年４月から施行された改正私立学校法における理事の責務を踏まえ、人材確保の方針や理事長像の明確化及び選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	令和７年４月から施行された改正私立学校法の規程を踏まえた「寄附行為」を定め、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制の確立、運営の透明性の確保に努めています。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、新任理事や外部を含む理事に対する情報提供や研修機会の確保・充実に努めています。

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に基づき、監事及び会計監査人の選任における独立性を確保するとともに、専任議案を評議員会に提案する際には監事が関与し、選任過程の透明性も確保しています。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準ともいえるべき「学校法人朴沢学園監事監査規程」及び「学校法人朴沢学園内部監査規程」を定め、監査計画を策定するとともに、監事、会計監査人、内部監査室との連携体制を確立し、監査計画や結果等について情報共有と意見交換を行っています。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査室を設置し、監事業務の支援体制を整備するとともに、監事が十分に職務を遂行できるよう、監査業務に必要な情報提供や研修機会の確保に努めています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に規定を設け、学校法人設立の経緯や建学の精神との調和に配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」に規定を設け、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働及び相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要な識見を習得できるよう、新任評議員や外部評議員を含む全ての評議員に対し、情報提供や研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害や感染症、学生の海外派遣先での危機等を想定した「危機管理に関する方針・個別マニュアル」を策定し、事業継続が滞らないよう対策を講じています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人朴沢学園コンプライアンス規程」など関係規程を整備し、法令、「寄附行為」、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。また、「学校法人朴沢学園における公益通報等に関する規程」を制定し、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備しています。 (掲載先 URL)「コンプライアンス通報・相談」 https://www.sendaidaigaku.jp/dnt2/_sendaidaigaku/access/nic_img/26/files/compliance_flow.pdf

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人朴沢学園情報公開及び開示に関する規程」を制定し、情報を公開・開示する方法や項目等を明記するとともに、情報公開の推進に努めています。 (掲載先 URL)「情報公開」 https://www.sendaidaigaku.jp/joho.html?post=3643
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	「学校法人会計に関する用語の定義」等を学園ホームページに掲載し用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫することで、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。 (掲載先 URL)「財務情報」 https://hozawa.ac.jp/information-disclosure.html?name=financial-information

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	